

環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処理に係る契約への入札参加資格 評価項目自己採点表

令和 年 月 日

住所
氏名

印

「環境配慮への取組状況」及び「優良基準への適合状況」の2つの要素ポイント制により評価し、**4.5点以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与**することとする。
各評価項目について自己採点の上、本様式により提出すること。なお、各評価項目について評価基準を満たしているかの判断は、提出された書類をもとに一橋大学が行う。

評価項目	評価内容	評価基準	必要書類	配点	自己採点	
事業者共通						
環境配慮への取組状況	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	○環境/CSR報告書の作成・公表していること。 ・環境/CSR報告書とは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。	○環境/CSR報告書又はそれに類するもの ○公表しているウェブページの写し他、公表が確認できる資料	10	
	②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	○事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していること。	○事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定が確認できる書類 ○公表しているウェブページの写し他、公表が確認できる資料	10	
	③従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	○従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していること。	○従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画書 ○年間実施計画書に基づき研修・教育を実施していることが証明できる書類・資料等	5	
事業者共通の取組（小計）				25		
認定制度への適合						
優良認定への適合状況	④優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	○入札受領期限から遡って5年間、特定不利益処分を受けていないこと。 ・新規参入から5年に満たない事業者については、本項目の点数を「0点」とする。 ・特定不利益処分を受けた日から、入札受領期限までの期間が5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む）については本項目の点数を「-5点」とする。 ・特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ〜ハに掲げる不利益処分のことで、施設の許可取り消し処分の他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。	○誓約書【別紙様式2-1】 ○特定不利益処分を受けた日と内容が確認できる書類・資料等 （特定不利益処分を受けた日から入札書受領期限までの期間が5年に満たない事業者のみ）	10	
	I. 優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者		○優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者であること。 ・優良認定事業者は下記⑤〜⑧の個別評価を省略する。（※1に該当する場合を除く） ※1 特定不利益処分を受けた日から入札書受領期限までの期間が5年に満たない事業所については本項目の点数を15点減点する。	○優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者であることが証明できる許可証の写し ○特定不利益処分を受けた日と内容が確認できる書類・資料等 （特定不利益処分を受けた日から入札書受領期限までの期間が5年に満たない事業所のみ）	40	
	II. I以外の事業者					
	⑤事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	○法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、1年以内の頻度で更新をしていること。詳細は、【別紙様式2-2】を参照。	○公表しているウェブページの写し （法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報が確認できる部分全て） ○1年以内の頻度で更新していることが確認できる書類 （ホームページの更新画面の写し等）	10	
⑥環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認定取得	○ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。	○ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証・登録証の写し	10		
⑦電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	○電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	○電子マニフェストシステムに加入証の写し	10		
⑧財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	○自己資本比率等について次の3つの基準のすべてに該当すること。 1)直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 2)直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 3)前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えていること。 ○直前3年の各事業年度における経常利益金等の額の平均が零を超えていること。 ○産業廃棄物処理業務の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。 ※2 事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直前3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。また、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。 ※3 上記すべてを満たした場合に、本項目の点数を「10点」とする。	○自己資本比率等について証明する書類【別紙様式2-3】 ○直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証明する書類【別紙様式2-4】 ○貸借対照表（直前3年分） ○損益計算書（直前3年分） ○納税証明書（写し可）（直前3年分） （国税）法人税及び消費税 （都道府県税）道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税 （市町村税）市町村民税・特別区民税、事業所得税、固定資産税並びに都市計画税 ○社会保険料納入証明書（写し可）又は国民健康保険料納入証明書（写し可）（直前2年分） ○労働保険料納入証明書（写し可）（直前3年分）	10		
優良認定への適合状況（小計）				50		
合計				75		